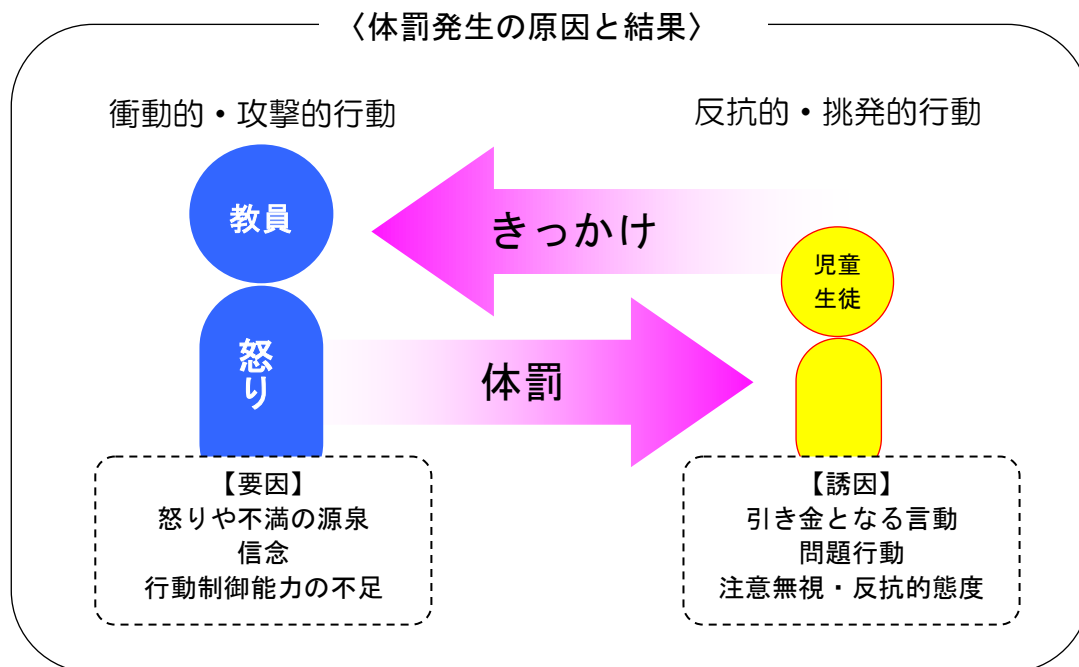


第4章

体罰はなぜ繰り返されるのか

1 体罰発現のメカニズム

- 一時的な「怒り」(感情・情動) 発生に伴う衝動的・攻撃的行動モデル



- 体罰を指導の手段と位置付けている場合

大阪市立桜宮高校のケース

① 顧問教諭の暴力傾向

顧問教諭は、生徒に対する暴力を指導の一環であると位置付け、それが指導方法として効果的であるとの考えのもと、バスケットボール部員に対し、恒常的に、平手打ち、足蹴り、物を投げつけるなどの暴力を、時には相当程度に強度かつ執拗な態様において行っていた。

② 暴力の契機

顧問教諭の生徒に対する暴力の契機については、特段に見るべきところはない。そもそも、暴力がいかなる理由があろうとも正当化されることはない。

(大阪市外部監察チーム報告書から)

2 体罰が繰り返される構造

我が国では、既に明治12年の教育令において、「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス」と定められて以来130年以上が経過し、戦後、昭和22年の学校教育法において、改めて体罰の禁止がうたわれて以降65年以上となるが、体罰事案は後を絶たない。

その原因は、一握りではあるが、ひとえに教員の意識の中に、「体罰は必要悪である。」あるいは「自分は体罰によってスポーツ選手として成長できた。」との思いが潜在的に根強くあることにある。さらに、そうした潜在意識を擁護するような社会や保護者の風潮が、教員の違法行為を正当化させ誤った自信を与えることにつながっている。

このため、本委員会では、「体罰調査委員会報告書」をはじめとし、裁判例や様々な研究論文等を参考に、体罰が繰り返されてきた背景を探り、問題点を4つの視点に分類することにより全体構造を整理した。

(1) 教員自身の問題

- ① 教員自身が体罰や暴力を受けた経験
- ② 体罰・暴力に対する認識不足
- ③ 人権感覚の欠如・調教的発想
- ④ 善意であれば何をしてしても許されるとした誤った熱意、指導観、使命感
- ⑤ 他に適切な方法があるにもかかわらず、安直に体罰等に頼るという指導力の不足
- ⑥ 児童・生徒の私物化・支配化
- ⑦ 暴力肯定の潜在意識
- ⑧ 怒りに対する自己行動コントロール能力の欠如
- ⑨ 暴力による一時的効果の誤解と依存性
- ⑩ 体罰による顧問教諭の成功体験
- ⑪ パーソナリティ障害

(2) 児童・生徒自身の問題

- ① 厳しいトレーニングと体罰の混同
- ② 顧問教諭への絶対的服従意識
- ③ 体罰を自分自身の責任と受け止め、受容してしまう意識
- ④ 暴力を受けたことにより暴力で問題解決を図るようになるという暴力の再生産
- ⑤ 教員への反抗的態度
- ⑥ 問題行動・非行

(3) 学校文化や教員の意識

- ① 生活指導や部活動指導を熱心に行う一部の教員への依存体質
- ② 教員の親代わり意識と独善性
- ③ 教員の仲間意識と事なかれ主義
- ④ 日頃の熱心な指導や児童・生徒との厚い信頼関係と、体罰との相殺感覚
- ⑤ 学級・部活動の閉鎖性（王国意識）
- ⑥ 部活動の独立性・広域性
- ⑦ 部活動指導に対するボランティア意識
- ⑧ 隠蔽による体罰の潜在化
- ⑨ 遵法精神の欠落・法令の形骸化

(4) 体罰を容認する社会風土

- ① 教員の「愛の鞭」に感謝する風潮
- ② 誤りを正しにくい世間体
- ③ 躰しつけの学校依存・部活動への過度の期待
- ④ 保護者の過保護・甘やかし・過干渉
- ⑤ 勝利至上主義と暴力的指導の容認
- ⑥ 体罰概念の個人差と軽微な体罰の黙認
- ⑦ 傷害の有無による態度の硬化・軟化
- ⑧ 学校や教員ともめ事を起こしたくない事なかれ主義
- ⑨ 学校の評判が下がることへの抵抗感
- ⑩ 競技実績による上級学校への進路保障

3 なぜ体罰を根絶しなければならないのか

明治 12 (1879) 年 教育令 (太政官布告)

オヨソ オイ クハ ベカ
凡 学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス

昭和 22 (1948) 年 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

平成 25 年 8 月 9 日 文部科学省公表

平成 24 年度全国の体罰の状況

(国公立学校)

○ 小学校	1181 校	1559 件
○ 中学校	1729 校	2805 件
○ 高等学校	1190 校	2272 件
○ その他	52 校	85 件
合計	4152 校	6721 件

● 非教育的

体罰は、児童・生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つける人権侵害行為である。児童・生徒の自己肯定感を喪失させ、教員に対する恐怖心、不信感、怒りの感情等を抱かせることになり、信頼関係の崩壊につながる。

児童・生徒同士の暴力を戒めるはずの教員が、自ら児童・生徒に暴力を振るう行為は、それを見ている児童・生徒の道徳心や規範意識を根底から覆すことになる。その結果、学級・クラスや部活動という集団の求心力は失われる。

● 暴力の再生産を断ち切る

体罰を行った教員の多くが、自らが学生時代に体罰を受けてきた経験を有している。部活動指導においては、顧問教諭の体罰が、自らの競技結果に好影響を与えたと記憶している者もいる。

体罰を受けた者が、再び体罰を行う側に立つという体罰再生産の負の連鎖を断ち切らなければならない。他の児童・生徒がたたかれるのを見て育った者は、教員はたたいて指導するものであるとの誤った指導者像を心に植え付けることとなる。

● 学校教育に対する不信感の払拭

学校教育法が施行されて65年以上経過し、これまでも体罰禁止の考え方は繰り返し訴えられてきた。しかし、体罰が根絶されないどころか、平成25年8月9日、文部科学省が実施した平成24年度間の実態調査によって、全国の4152校で6721件の体罰が発生していたことが報告された。潜在化していたものを掘り起こし、顕在化させたとしても余りの数の多さである。

体罰での代表的な、ついカッとなってたたいてしまったという事例で、仮に児童・生徒側に何らかの引き金になる言動があったとしても、それは体罰を正当化する理由にはならない。仮に、体罰は時には必要、あるいはやむを得ないと考えている風潮が、学校関係者の中にあるとすれば問題はより深刻である。

今後も、こうした状況が続けば、学校だけでなく、学校教育そのものや、教員という職に対する不信感を増大させ、教育への信頼そのものが崩壊していく。全ての教員が強く自覚し、この不信感を払拭するために最大限の努力をしなければならない。